

山形県における豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に伴う豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査に関する実施要領

1 基本的な考え方

豚熱感染確認区域（豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域。以下、「感染区域」という。）で捕獲された野生イノシシの食肉利用（以下、「ジビエ利用」という。）については、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年4月1日付2消安第6357号、2農振第3720号通知（以下、「利用の手引き」という。）により、ジビエ利用の要件の一つとして豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査（以下、「遺伝子検査」という。）を実施することが求められている。

また、外部検査機関（県関係機関、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門及び国立研究開発法人国立環境研究所以外の検査施設・機関をいう。以下同じ。）で遺伝子検査を実施する場合には、「野生いのししにおける豚熱及びアフリカ豚熱の検査を外部検査機関へ委託する場合の基本的な考え方について（令和3年11月22日付け3消安第4354号）」に基づき県が認定し、県が定める実施要領に基づき検査を行うことが示されている。

今般、感染区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に当たって、本要領により関係機関が連携の上、指導、助言を行い、豚熱ウイルスの拡散防止、及び万が一アフリカ豚熱が確認された場合に、迅速に対応する体制を整備しつつ、感染区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に伴う遺伝子検査を適切に実施できる体制を整備することを目的に本実施要領を制定する。

2 検査項目

感染区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に当たって、該当する全ての個体の血液検体を用いて、遺伝子検査を実施する。また、豚熱遺伝子陽性と判定された個体であって、食肉処理加工施設の管理者が希望する場合は、「野生イノシシの豚熱検査における野外株とワクチン株の鑑別について（令和4年3月31日付け3消安第6995号）」に基づき、豚熱国内流行株・ワクチン株鑑別検査（以下「鑑別検査」という。）を実施し、その結果を踏まえて病性を判定する。

3 適用範囲

本要領は、感染区域で捕獲された野生イノシシを、ジビエ利用する場合に適用する。

ただし、利用の手引きに基づき、豚熱陽性高率エリアを設定した場合については、このエリアでのジビエ利用を控え、適用範囲から除外することとする。

4 検査実施体制と県関係機関の役割

検査実施者は原則として食肉処理加工施設が所在する市町村又は食肉処理加工施設管理者とする。遺伝子検査と鑑別検査は外部検査機関で実施することを原則とする。

本要領における県関係機関とその役割については以下のとおりである。

・みどり自然課

利用の手引き及び「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月：環境省・農林水産省）」に関して、ジビエ利用に係る指導、助言並びに関係機関との連絡調整を行う。

・畜産振興課

利用の手引き及び「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月：環境省・農林水産省）」に関して、豚熱及びアフリカ豚熱検査に係る指導、助言並びに関係機関との連絡調整を行う。

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月：農林水産省）」、及び「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月：農林水産省）」に基づく浸潤状況調査及び防疫措置に関する指導、助言を行う。

「ジビエ利用に係る野生イノシシでの豚熱及びアフリカ豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び確認事項」（別添1）に基づく、要件の確認を行う。

・家畜保健衛生所

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月：農林水産省）」、及び「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月：農林水産省）」に基づく浸潤状況調査及び防疫措置の実施状況を把握する。

なお、県関係機関が本要領に基づき指導、助言並びに連絡調整を行う対象は次のとおりである。

- ①食肉処理加工施設が所在する市町村（以下「市町村」という。）
- ②食肉処理加工施設の管理者及び従業員（以下「ジビエ処理業者」という。）
- ③豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき浸潤状況調査（捕獲個体からの血液採取）を実施する捕獲者
- ④感染区域において捕獲された野生イノシシのジビエ利用を目的とする捕獲者
- ⑤感染区域において捕獲された野生イノシシの遺伝子検査を行う外部検査機関

5 感染区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に伴う遺伝子検査実施届

感染区域の市町村又はジビエ処理業者は、県関係機関の指導、助言のもと、野生イノシシのジビエ利用に伴う遺伝子検査の体制整備に当たり以下の手順で検査実施届を提出する。

（1）検査実施届の提出

市町村又はジビエ処理業者は、みどり自然課に対し、次の内容を記載した感染区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に伴う豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査実施届（様式1）（以下「検査実施届という。」）を毎年度提出する。

なお、検査実施届（様式1）には、利用の手引き及び関係ガイドライン等の遵守と、県関係機関からの指導、助言に従うことを明記すること。

【検査実施届の記載内容】

- ・施設の概要
- ・野生イノシシの利用計画
- ・ジビエ利用実施体制
- 捕獲にかかる防疫措置等チェックシート（様式2）
- 施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（様式3）
- ・豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの検査の実施について
- ・陽性個体が確認された場合の対応内容（汚染個体の処分方法、施設の消毒等）
- ・検査検体の利用は県に一任すること（検査結果（捕獲情報を含む）、検査検体から得られた遺伝子・遺伝子増幅産物、病原体等）等

(2) 検査実施届の取扱い

検査実施届の取扱いは以下のとおりとする。

- ①みどり自然課は市町村又はジビエ処理業者から提出された検査実施届を確認するとともに畜産振興課に共有する。
- ②検査実施届に基づく内容について、みどり自然課及び畜産振興課は必要に応じて指導、助言を行う。

6 ジビエ利用の可否を判断することを目的とする遺伝子検査を外部検査機関で実施することについて

ジビエ利用の可否を判断するための遺伝子検査を、以下により外部検査機関で実施する。

なお、外部検査機関の豚熱検査結果と県による豚熱病性判定としての結果が混同しないように、前者を豚熱遺伝子陽性・豚熱遺伝子陰性、後者を豚熱陽性・豚熱陰性と整理する。

- ①捕獲者は、市町村又はジビエ処理業者（検査実施届の届出をしている者に限る。）に採材した血液とともに捕獲個体を搬入する。
- ②市町村又はジビエ処理業者は、その血液を7で認定された外部検査機関宛てに送付する。また、血液送付と同時に、外部検査機関宛てに電子メール等により検体情報を送付する。
- ③外部検査機関は、検査結果をみどり自然課、畜産振興課及び市町村又はジビエ処理業者に電子メール等により報告する。
- ④市町村又はジビエ処理業者は、検査結果が豚熱遺伝子陽性で鑑別検査を希望する場合は、外部検査機関宛てに検査を依頼する（費用は市町村又はジビエ処理業者が負担する）。
- ⑤外部検査機関は、鑑別検査の検査結果を、みどり自然課、畜産振興課及び市町村又はジビエ処理業者に電子メール等により報告する。
- ⑥畜産振興課は、豚熱遺伝子陽性であって検査結果に特に疑義がない場合、当該検体の由来元のイノシシ個体を豚熱陽性と判定する。但し、豚熱遺伝子陽性であった場合でも、鑑別検査により、ワクチン株と鑑別された個体は、豚熱陰性と判定する。
- ⑦畜産振興課は、豚熱陽性・陰性の判定結果をみどり自然課に連絡する。これを受け、みどり自然課は、市町村又はジビエ処理業者に連絡するとともに、豚熱陽性の場合、プレスリリースを行う。
- ⑧陽性の場合、市町村又はジビエ処理業者は、利用の手引きに基づき事前に様式1-2の5により規定した方法により、陽性個体等の適切な廃棄、器具・施設等の消毒等の措置を実施する（費用は市町村又はジビエ処理業者が負担する。）。なお、複数個体について処理中である場合、みどり自然課及び畜産振興課は、ジビエ処理業者での個体ごとのジビエ利用可否の判断結果を含む対応状況について確認する。また、必要に応じて、みどり自然課及び畜産振興課は当該施設のジビエ利用の再開・継続について指導する。
- ⑨アフリカ豚熱遺伝子が陽性である場合は、外部検査機関は、速やかにみどり自然課及び畜産振興課に連絡し、必要な情報を提供する。みどり自然課は速やかに市町村又はジビエ処理業者に全ての処理停止を連絡し、畜産振興課は農林水産省消費・安全局動物衛生課に連絡し、対応を協議する。

7 外部検査機関の認定

本県において捕獲された野生イノシシの遺伝子検査に当たって、「ジビエ利用に係る野生イノシシでの豚熱及びアフリカ豚熱検査における外部検査機関認定に関する要件及び確認事項」（別添1）に基づき適切に検査が実施可能であると認定された外部検査機関については、外部検査機関リスト（別添2）による。

8 市町村又はジビエ処理業者の対応・管理状況等に問題・懸念がある場合

みどり自然課は、市町村又はジビエ処理業者の対応・管理状況等について問題・懸念があると判断する場合にあっては、適切に指導する。

畜産振興課又は家畜保健衛生所は、必要に応じて家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第25条の2又は第51条に基づく消毒、立入検査を行う。また、必要に応じて一時保管中の個体・製品等について同法第23条に基づく汚染物品としての処理を行う等、豚熱ウイルスの拡散防止措置が徹底されるように適切な措置を講じる。

この場合、当該施設における感染区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用については停止し、その再開に当たっては、十分な改善措置が行われていることを確認した上で行う。

9 附則

この要領は令和7年5月16日から施行する。

(様式 1 - 1)

令和 年 月 日

山形県環境エネルギー部みどり自然課長 殿

豚熱感染確認区域で捕獲された野生イノシシのジビエ利用に伴う豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査実施届

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和 3 年 4 月：農林水産省通知（令和 5 年 4 月最終改訂）」、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和 2 年 3 月：環境省・農林水産省通知）」及びその他関連通知を遵守し、関係機関の指導、助言に従って、豚熱ウイルスの拡散を防止し、万が一アフリカ豚熱が確認された場合に、迅速に対応する体制を整備しつつ、豚熱ジビエ利用の要件の一つである豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査を実施します。

施設概要については、別紙のとおり提出します。

施設名	
届出者	
住所	〒
連絡先 (電話)	() ー

(様式1-2)

野生イノシシのジビエ利用に伴う豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検査を実施する
施設概要報告書

1 施設の概要

施設名	
住所	〒
面積(m2) 用地	m2
建屋	m2

施設管理運営者名		
連絡先	(緊急時)	電話 ()
		メール
	(通常時)	電話 ()
		メール

施設所有者名		
連絡先	(緊急時)	電話 ()
		メール
	(通常時)	電話 ()
		メール

※施設管理運営者と同じ場合は記載不要

従業員数	施設従事者	人
	捕獲従事者	人

利用獣種	年間取扱頭数	備考
イノシシ	頭	
その他()	頭	

【添付資料】

- ①施設位置図(縮尺:5万分の1)
- ②施設平面図
- ③従業員名簿
- ④捕獲者名簿

} (任意様式)

2 野生イノシシの利用計画

捕獲市町				
月別搬入頭数 (計画)	4月		10月	
	5月		11月	
	6月		12月	
	7月		1月	
	8月		2月	
	9月		3月	
取扱商品				
主な販売先				

3 ジビエ利用実施体制

(1) 捕獲から施設搬入まで

監理責任者	役職	
	氏名	

捕獲方法	
------	--

作業内容と防疫措置	
現地到着・準備	
わな設置 餌付け・見回り	
検体採取	
捕獲個体の 処理・消毒	
運搬	
駐車場到着 ・移動	
帰宅後の対応	

【添付資料】

- ① 捕獲体制体系図（任意様式）
- ② 捕獲にかかる防疫措置等チェックシート（様式2）

(2) 施設搬入から出荷まで

監理責任者	役職	
	氏名	

一時保管の方式(A、B、C)	
----------------	--

作業内容と防疫措置	
施設搬入	
受入判断	
個体管理	
個体洗浄	
放血	
剥皮	
内臓摘出	
一時保管	

【添付資料】

- ① 施設管理体制体系図（任意様式）
- ② 施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（様式3）

4 豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスの検査の実施について

検査方法	
検査機関	
住所	
連絡先	
検体採取方法	
検体保管	
検体送付頻度	
検査結果の取扱	

5 陽性個体が確認された場合の対応内容

在庫の廃棄処分等について	
廃棄処理方法	
廃棄処分先	
施設消毒方法	
在庫処分完了の報告	
報告先	電話:

6 その他特記事項

検査検体の利用は県に一任する（検査結果（捕獲情報を含む）、検査検体から得られた遺伝子・遺伝子増幅産物、病原体等）。

(様式2)

捕獲にかかる防疫措置チェックシート(捕獲従事者用)

項目	内容	チェック欄
現地到着・準備	・手袋(二重)を着用する	
	・長靴を着用、消毒する	
	・防護服を着用する(捕獲・検体採取時。現場で着脱)	
	・マスク、ゴーグルを着用する(特に捕獲地点等での消毒薬散布時)	
わなの設置・餌付け・見回り	・わなを移設・撤去する際、逆性石鹼で消毒する	
	・手袋が破れた時や移動時は手袋を交換する	
捕獲・止め刺し・検体採材	・わな等の捕獲器具、止め刺しに使用した器具、計測器具等を現場で消毒薬を用いて消毒する	
	・現場を離れる際、猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、可能であれば体表、特に足裏に消毒薬を噴霧して消毒する	
検体採材	・血液採取のために使用した器具、血液を封入した試験管についた血液を消毒用アルコールの噴霧・清拭により消毒する	
	・消毒済の試験管はチャック付きポリ袋に二重に封入(各封入時に消毒)の上、クーラーバッグに保冷・保管しさらにバッグ内も消毒する	
捕獲個体の処理・消毒	・捕獲・死亡個体を自治体の指定する処理方法に従い、適切に処理する	
	<焼却処理施設、検査機関等へ運搬する場合>	
	・体表面の消毒後、血液や糞便等が漏れ出さないようブルーシート等で二重に包みビニールテープでとめる等し、二重包みの表面を消毒する	
	<現場で埋置する場合>	
	・野生動物が掘り返すことができないくらいの深さの穴に消石灰をまき、その上に死体(ブルーシート等に包まない)を置き、死体の上から消石灰を再度まき、土で埋却し、土の表面にさらに消石灰をまく	
	・捕獲場所周辺を消毒薬で地面が十分濡れるまで消毒する(可能な場合、消石灰も散布)	
	・使用した器材を消毒する	
	・現場を離れる際、手袋を消毒・交換する	
	・長靴を靴底の泥を落としてから、消毒薬の噴霧により消毒する	
運搬	・運搬中に血液等の体液や糞等が漏出した場合、当該地点を消毒薬で消毒する	
	・積み込み時、車両に直接イノシシが触れないよう、ビニールシートを敷く等の措置を行う	
駐車場到着時・移動	・イノシシの運搬に使用したソリなどを消毒する	
	・現場に持ち出した猟具・器具などを改めて消毒する	
	・猟犬の体表及び足裏の泥汚れなどを十分に落とし、足、リード等の器具を消毒する	
	・タイヤを消毒薬の噴霧により消毒する(泥を落としてから消毒)	
	・長靴を靴底についた泥を落としてから消毒薬の噴霧により消毒する	
	・消毒用アルコールを手指に噴霧して消毒する	
帰宅後の対応	・バケツなどに消毒薬を入れ、猟具や器具、長靴を漬けて消毒し、その後、十分に水洗いする	
	・防護服や使い捨て手袋、採材時に出了たゴミ等は二重にゴミ袋に入れて密閉し、表面を消毒用アルコールで噴霧した後、適切に処分する	

(様式3)

施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート（施設関係者用）

項目	内容	チェック欄
施設搬入	・処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒する。	
	・床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡す。	
	・搬入者が施設内に持ち込んだ場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底する。	
	・施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒する。	
受入の可否	・1頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断する。	
	・異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄する。	
	・使用した機械器具等を洗浄・消毒する。	
個体管理	・個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けることができるようにする。	
個体の洗浄	・泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄する。	
放血	・放血された血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐ。	
	・手指や手袋が血液等により汚染された場合は、その都度洗浄・消毒する。	
	・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏 83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。	
剥皮	・獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開する。	
	・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏 83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。	
内臓の摘出	・手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒する。	
	・個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏 83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒する。	
	・豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄する。	
一時保管 (A方式)	・1頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体を合成樹脂製の袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じる。	
	・包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒する。	
	・包材は清潔な場所で保管する。	
	・一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。	
	・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。	

項目	内容	チェック欄
	・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管する。	
	・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させない。	
	・豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出する。	
	・一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体を包装された状態で適切に廃棄し、施設・部品等の消毒等をする。	
一時保管 (B方式)	・施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬する。	
	・台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用する。	
	・一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬する。	
	・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒する。	
	・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管する。	
	・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させない。	
	・施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わない。	
	・一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出する。	
・一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、施設・備品等の消毒を行った。		
一時保管 (C方式)	・処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施する。	
	・一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしない。	
	・豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての真空包装された製品、解体・加工等作業途中の個体等、施設の一時保管庫までに存在する全ての野生イノシシに由来する物品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒を行った。	
	・廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わない。	
	・捕獲個体1頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合は、豚熱陽性個体に由来する製品について適切に廃棄し、施設・備品等の消毒等を行った。	